

## 環境教育啓発資材貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県琵琶湖環境部上下水道課、南部流域下水道事務所および北部流域下水道事務所（以下「事務局」という。）が所有する下水道に関する啓発資材（以下「資材」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

### (資材)

第2条 貸出しに供する資材は、次に掲げるものをいう。

- (1) DVD
- (2) パネル

### (貸出対象者)

第3条 資材の貸出対象者は、県内市町、一般県民、県内に所在または県内で活動する企業、学校および団体のほか、滋賀県琵琶湖環境部上下水道課長（以下「責任者」という。）が適当と認めるものとする。

### (貸出方法)

第4条 資材の借用を希望する者は、貸出申請書（様式第1号）を責任者に提出すること。  
2 貸出しを受ける者（以下「借用者」という。）は、資材を事務局もしくは淡海環境保全財団から直接受け取ることを原則とする。  
3 受け渡し場所は以下のとおりとする。

#### (1) DVD

(ア) 滋賀県琵琶湖環境部上下水道課

住所：滋賀県大津市京町四丁目1番1号 新館4階

(イ) 湖南中部浄化センター

住所：滋賀県草津市矢橋町字帰帆 2108

(ウ) 湖西浄化センター

住所：滋賀県大津市苗鹿三丁目1番1号

(エ) 東北部浄化センター

住所：滋賀県彦根市松原町 1550

(オ) 高島浄化センター

住所：滋賀県高島市今津町今津 448-106

(カ) 淡海環境プラザ

住所：滋賀県草津市矢橋町字帰帆 2108

(2) パネル

(ア) 淡海環境プラザ

住所：滋賀県草津市矢橋町字帰帆 2108

(貸出期間)

第5条 貸出期間は貸出日から起算して2週間以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 啓発ツールの管理を適正に行うこと。
- (2) 第三者に譲渡または転貸しないこと。
- (3) 貸出期間を厳守すること。
- (4) 啓発ツールを複製しないこと。

(貸出しの取消し)

第7条 責任者は、借用者がこの要領に違反していると認める場合は、貸出しを取り消すことができる。

- 2 前項の規定により貸出しを取り消された者は、資材の使用を中止し、直ちに返却しなければならない。
- 3 第1項の取消しにより借用者に損害が生じても、滋賀県はその責めを負わない。

(返却)

第8条 借用者は、資材の使用後、速やかに返却すること。

- 2 借用者は、返却の際に資材の状態を確認し、実績報告書（様式第2号）に必要事項を記入の上、責任者に提出すること。

(損傷または紛失の届出等)

第9条 借用者は、資材を損傷または紛失した場合は、速やかにその旨を責任者に報告するとともに、その後の処置について責任者の指示を受けるものとする。

(責任の制限)

第10条 資材の使用に関し、借用者が被った被害または借用者が第三者に対して与えた損害もしくは損失に対しては、滋賀県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(費用の負担)

第 11 条 資材の使用料は、無料とする。ただし、資材の貸出し、または返却に要する経費は、借用者の負担とする。

(内規)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、資材の貸出しについて必要な事項は、責任者が別に定める。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。